

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の資格、給付、保健事業についてお知らせします。
届け出にはマイナンバーカード(個人番号カード)など、本人確認ができるものをお持ちください。
なお、制度の改正にもなう国民健康保険税の改正点については広報やしお5月号にてお知らせします。

資格の取得・喪失手続き

次のいずれかに該当する方は、国民健康保険(国保)の加入または脱退手続きが必要です。

●加入(資格取得)

国社会保険、共済組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方

●脱退(資格喪失)
国保に加入していた方で、社会保険、共済組合など他の健康保険に加入した方

●出生したとき
被保険者が出生したとき、出産育児一時金(42万円)を支給します。

給付の手続き

●出生したとき
被保険者が出生したとき、出産育児一時金(42万円)を支給します。

●医療費が高額になるとき
1カ月の世帯ごとに設定された「自己負担限度額」を超えた額は、「高額療養費」として、給付を受けることができます。

●死亡したとき
被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方(喪主)に葬祭費5万円を支給します。

事前申請する場合

①事前申請する場合
入院や高額な外来診療をするときは、事前に国保年金課で「限度額認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いとなります。

②事前申請しなかった場合
①の事前申請で限度額認定証を利用しなかった場合など、申請当世帯主に、受診月の2カ月後以降に送付される高額療養費支給申請書を国保年金課へ

●交通事故に遭ったとき
交通事故など第三者(加害者)の行為だけが原因の場合でも「第三者行為による被害届」を提出すれば国保を使うことができます。

●健康診査補助金・脳ドック補助金
国八潮市国保被保険者の資格が1年以上ある40歳以上の方で、国民健康保険税・市税を滞納していない方(子宮頸がん、骨粗しょう症検診は20歳以上の方、ヘルシーチェック健康診査は20歳以上39歳以下の方)

●健康診査補助金
市が実施する検診時に申請書提出すると費用が無料。市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診の自己負担金と同額を補助。

●補助項目
肺がん、胃がん、乳がん、大腸がん、子宮頸がん、前立腺がん、骨粗しょう症(女性のみ)、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、ヘルシーチェック健康診査

●脳ドック補助金
脳ドック検査費用の7割(限度額12万5千円)

問国保年金課 ☎214

帯の場合は葬儀の領収書

保健事業

●健康診査補助金・脳ドック補助金
国八潮市国保被保険者の資格が1年以上ある40歳以上の方で、国民健康保険税・市税を滞納していない方(子宮頸がん、骨粗しょう症検診は20歳以上の方、ヘルシーチェック健康診査は20歳以上39歳以下の方)

●健康診査補助金
市が実施する検診時に申請書提出すると費用が無料。市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診の自己負担金と同額を補助。

●補助項目
肺がん、胃がん、乳がん、大腸がん、子宮頸がん、前立腺がん、骨粗しょう症(女性のみ)、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、ヘルシーチェック健康診査

●脳ドック補助金
脳ドック検査費用の7割(限度額12万5千円)

介護保険制度改正のお知らせ

平成30年4月以降の介護保険制度の主な変更点をお知らせします。
なお、制度改正にもなう介護保険料の改正点については、広報やしお5月号にてお知らせします。

平成30年4月から

【介護医療院の創設】
介護療養型医療施設の転換施設として、介護医療院が創設されました。介護医療院は、日常的に医療管理が必要な重度介護者の受け入れ、終末期医療・介護、看取りなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

【共生型サービスの創設】
高齢者と障がい者が同じ事業所でサービスを受けます。

平成30年8月から

【利用者負担割合の見直し】
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高めるため、次の条件を満たす場合、利用者の負担割合が2割から3割となります。
○本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上

平成30年10月から

【福祉用具貸与の見直し】
福祉用具貸与事業者は、利用者に対して、貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格の提示と機能の説明が義務付けられます。
※平成30年4月から価格帯が異なる複数の商品の提示が義務付けられました。

帯の場合43万円以上の方 ※利用者の負担割合を示す負担割合証が発行されます。
【高額医療・高額介護合算制度の算定基準の変更】
現役並み所得者のうち、課税所得380万円以上690万円未満の方と、690万円以上の方は限度額が変更されます。

第7期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定

市では、平成30年度から32年度までを計画期間とする高齢者施策、介護保険サービス等の提供体制を示す総合的な計画として「第7期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

☎長寿介護課 ☎447

■計画書の概要

計画では、基本理念を「健康でいきいきと安心して暮らしつづけられる地域をめざして」と定め取り組めます。

今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを深化・推進するにあたり、①高齢者が健康で生きがいをもって、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまち②市民一人ひとりが地域ぐるみで助け合い、支え合えるまち③住み慣れたところで、親しい人たちに見守られながら、尊厳をもって人生の最期を迎えることができるまちの実現を目指します。

計画の体系

第1章

いきいきと活力ある高齢期を過ごすための取組

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 地域包括支援センターの機能強化
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 4 健康づくりの推進

第2章

住み慣れた地域で安心して暮らせるための取組

- 1 認知症対策施策の充実
- 2 徘徊高齢者支援ネットワーク体制の強化
- 3 高齢者在宅福祉サービスの充実
- 4 住まいの支援策の利用促進
- 5 高齢者福祉施設サービスの利用促進

第3章

地域共生社会の実現に向けた取組

- 1 安心して暮らせる地域づくりの推進
- 2 地域福祉活動への参加の促進
- 3 見守り体制の充実
- 4 長寿祝金事業の実施
- 5 情報提供体制の充実

第4章

介護保険サービスの充実に向けた取組

- 1 要介護・要支援者の各種サービスの充実

第5章

尊厳ある終末期を迎えるための取組

- 1 医療・介護・保健・福祉の推進
- 2 権利擁護施策の推進



【計画書の表紙】

※詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。